

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 自然的環境を整備又は保全する区域

(1) 自然的環境を整備又は保全する区域

アイランドシティ地区背後の静穏な海域は、エコパークゾーンとして位置付け、人と自然が共生する良好な港湾の環境を形成する。

[既定計画]

(2) 良好な景観を形成

市民に親しまれるとともに、来訪者に憩いや楽しみを提供する美しく清潔感のある港とするため、博多港全体で、良好な景観形成に取り組む。特に、中央ふ頭・博多ふ頭からなるウォーターフロント地区を中心に、海の玄関口にふさわしい景観づくりを進める。

なお、既に、取組みを進めているアイランドシティ地区及び香椎パークポート地区においては、引き続き、良好な景観形成を図る。

[新規計画]

2 廃棄物処理計画

港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂等 530 万 m^3 を処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

箱崎ふ頭地区

海面処分用地 57ha

[新規計画]

3 港湾環境整備施設計画

地区の特性に応じた良好な港湾環境の形成を図るため、緑地を次のとおり計画する。

アイランドシティ地区

緑地 25ha（うち20ha工事中）

[既定計画の変更計画]

既定計画
アイランドシティ地区 緑地 35ha

香椎パークポート地区 緑地 13ha [既定計画の変更計画]

既定計画
香椎パークポート地区 緑地 2ha
既設
香椎パークポート地区 緑地 12ha

中央ふ頭地区 緑地 3ha [既定計画の変更計画]

既定計画
中央ふ頭地区 緑地 1ha
既設
中央ふ頭地区 緑地 2ha

また、以下の緑地を削除する。

既設
箱崎ふ頭地区 緑地 2ha

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分用地	合計
箱崎ふ頭地区	(8) 8								(57) 57	(65) 65
中央ふ頭～博多ふ頭地区	(7) 7	(5) 5				(1) 1		(1) 1		(13) 13
須崎ふ頭地区	(1) 1	(3) 3				(1) 1				(5) 5
合計	(15) 15	(8) 8				(2) 2		(1) 1	(57) 57	(82) 82

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分用地	合計
アイランドシティ地区	(72) 72	(109) 109			149	(25) 25		(25) 47		(231) 403
香椎パークボート地区	(42) 42	(44) 44				(11) 11		(42) 42		(139) 139
箱崎ふ頭地区	(34) 34	(115) 115		(91) 91	12	(20) 20		(1) 1	(57) 57	(317) 329
東浜ふ頭地区	(13) 13	(29) 29		(25) 25		(9) 9				(77) 77
中央ふ頭～博多ふ頭地区	(19) 19	(21) 21	(14) 14			(12) 12		(3) 3		(70) 70
須崎ふ頭地区	(10) 10	(64) 64				(12) 12				(86) 86
荒津地区				(5) 5		(1) 1	(28) 28			(33) 33
福浜地区	(1) 1							(1) 1		(3) 3
シーサイドももち地区								(9) 9		(9) 9
西福岡マリナタウン地区	(3) 3	(3) 3						(3) 3		(9) 9
小戸地区			(7) 7							(7) 7
小戸ヨットハーバー地区			(4) 4					(1) 1		(5) 5
能古地区	(1) 1	(1) 1				(1) 1		(1) 1		(1) 1
合計	(194) 194	(385) 385	(26) 26	(121) 121	161	(90) 90	(28) 28	(87) 109	(57) 57	(987) 1,170

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船等により輸送される貨物を取扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する（法第43条の11第6項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む）。

アイランドシティ地区

水深1.5m 岸壁2バース 延長700m（コンテナ船用）

[既定計画] IC-D、IC-C2（うち350m既設）

水深1.4m 岸壁1バース 延長330m（コンテナ船用）

[既設] IC-C1

埠頭用地 5.1ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

（うち2.2ha工事中）[既設]

香椎パークポート地区

水深1.3m 岸壁2バース 延長600m（コンテナ船用）

[既設] PP1、PP2

埠頭用地 2.1ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

[既設]

箱崎ふ頭地区

水深1.0m 岸壁1バース 延長240m [新規計画]Hz6

水深9m 岸壁1バース 延長220m [新規計画]Hz7

埠頭用地 8ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）[既設]

2 臨海部物流拠点の形成を図る区域

産業構造の変化、港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点を形成するため、以下の区域において、臨海部物流拠点の形成を図るよう措置することを計画する。

アイランドシティ地区

国際海上コンテナ貨物等に係る貨物の輸送、保管、荷さばき等に係る業務を行う施設を集積し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域をアイランドシティ地区に配置する。

水深 1.5 m 岸壁 2 バース 延長 700 m [既定計画] IC-D、IC-C2
(うち 350 m 既設)

水深 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 330 m [既設] IC-C1

水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 520 m
[既設の変更計画] IC2、IC3

埠頭用地 7.1 ha (うち 2.2 ha 工事中)

港湾関連用地 10.8 ha

交通機能用地 1.4 ha

既定計画

水深 1.5 m 岸壁 2 バース 延長 700 m [既定計画]
(うち 350 m 既設)

水深 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 330 m [既設]

水深 1.1 m 岸壁 1 バース 延長 190 m [既設]

水深 7.5 m 岸壁 4 バース 延長 520 m [既設]

埠頭用地 5.4 ha (うち 1.6 ha 工事中)

港湾関連用地 6.4 ha

交通機能用地 9 ha

VII その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

1-1 アイランドシティ地区

水深 15 m 岸壁 2 バース 延長 700 m (コンテナ船用)
[既定計画] IC-D、IC-C2
(うち 1 バース既設)

水深 12 m 岸壁 2 バース 延長 520 m
[既設の変更計画] IC2、IC3

泊地 水深 15 m 面積 2 ha [既定計画]

泊地 水深 12 m 面積 3 ha [新規計画]

航路・泊地 水深 12 m 面積 19 ha [新規計画]

臨港道路アイランドシティ 3 号線 4 車線 [既定計画]

起点 臨港道路アイランドシティ 1 号線

終点 都市計画道路都市高速道路 1 号線

1-2 箱崎ふ頭地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 220 m
[既設の変更計画] Hz7

泊地 水深 9 m 面積 3 ha [新規計画]

航路・泊地 水深 12 m 面積 15 ha [新規計画]

1-3 中央ふ頭地区

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 450 m

[既定計画の変更計画]Ch3

航路・泊地 水深 1.2 m 面積 1 ha [新規計画]

泊地 水深 1.2 m 面積 4 ha [新規計画]

1-4 須崎ふ頭地区

航路・泊地 水深 1.2 m 面積 1.3 ha [新規計画]

1-5 航路

東航路

水深 1.5 m 幅員 430 m [既定計画]

中央航路

水深 1.2 ~ 1.5 m 幅員 370 ~ 430 m

[既定計画の変更計画]

2 大規模地震対策施設計画

(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設
大規模地震等が発生時において、緊急物資等の輸送機能を確保するために必要な施設を次のとおり計画する。

中央ふ頭地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 3 4 0 m [新規計画] Ch4

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設を次のとおり計画する。

アイランドシティ地区

水深 1 5 m 岸壁 2 バース 延長 7 0 0 m (コンテナ船用)
[既定計画] IC-D、IC-C2
(うち 1 バース既設)

箱崎ふ頭地区

水深 1 0 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m
[既設の変更計画] Hz6

3 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

貨物船、業務船等の待機、係留並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

箱崎ふ頭地区

物揚場 水深 4 m 延長 2 1 6 m (既設) Hz14

中央ふ頭地区

水深 7. 5 m 延長 1 6 0 m (既設) Ch6

水深 6. 5 m 延長 1 6 1 m (既設) Ch7

物揚場 水深 4 m 延長 2 3 0 m (既設) Ch8

須崎ふ頭地区

水深 7. 5 m 延長 1 3 0 m (既設) Su10

物揚場 水深 5. 5 m 延長 2 3 0 m (既設) Su13

物揚場 水深 4 m 延長 7 1 2 m (既設) Su11 Su14 Su15

物揚場 水深 2. 5 m 延長 3 5 7 m (既設) Su12

4 利用形態の見直しを検討する区域

荒津地区、西戸崎地区の石油類取扱施設は、周辺市街地との調和や都市防災の観点からは課題があるため、石油業界の再編などの動向を見ながら、長期的な視点に立って将来のあり方を検討することとし、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」と位置付ける。

また、須崎ふ頭地区については、長期的には、天神の北側エリアの開発動向等に応じ、ふ頭基部から賑わい創出に向けた土地利用を図っていくこととし、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」と位置付ける。

博多港港湾計画図

1:40,000



凡 例	
	航路・泊地(既定計画)
	(今回計画)
	防波堤(既設)
	公共岸壁(既定計画)
	(今回計画)
	公共岸壁(緊急物資輸送用)
	(今回計画)
	公共岸壁(既設)
	公共物揚場(既設)
	物資補給岸壁(既設)
	公共船揚場(既設)
	公共ドルフィン(既設)
	専用ドルフィン(既設)
	小型さん橋(既設)
	施設撤去
	海浜(既設)
	ふ頭用地(既定計画)
	(今回計画)
	緑地(既定計画)
	(今回計画)
	海岸緑地(既設)
	その他緑地(今回計画)
	(既設)
	交通機能用地(臨港道路)
	(既定計画)
	交通機能用地(その他道路)
	(既定計画)
	その他用地(今回計画)
	(既定計画)
	海面処分用地(今回計画)
	(既定計画)
	物理的な障害を特に発生する区域
	臨海部物流拠点の形成を図る区域
	将来構想(鉄道)
	(利用形態の見直しを検討が必要な区域)
	エコパークゾーン(自然環境を保護又は保全する区域)

